

「託送供給等約款」の主な変更の概要 (2021年4月1日実施予定)

1. 1 需要場所複数引込み・複数需要場所1引込みへの対応

再生可能エネルギー導入促進やレジリエンス強化の観点から、太陽光発電や電気自動車(EV)、蓄電池等の分散型リソース普及による様々な系統接続ニーズが出てきていることを踏まえ、現行の託送料金制度で原則としている「1 需要場所1 引込み」について、国が示す一定の適用要件^{※1}を満たす場合に「1 需要場所複数引込み」や「複数需要場所1 引込み」が可能となるよう、関連する規定を変更します。

※1 「レジリエンスの向上」「環境適合性」「電力システムの経済性」に資する場所など電気の利用者の利益に資すること。

具体的な適用対象の例や遵守事項は、経済産業省資源エネルギー庁のホームページに掲載される。

2. 再生可能エネルギー出力抑制時における自家発補給電力に係る措置

再生可能エネルギーの出力抑制の増加が見込まれる中で、需要のタイムシフトや自家発電設備の稼働を減らすことによる需要創出は需給バランス確保の観点から有益であるため、再生可能エネルギー出力抑制の可能性が公表された対象日時において、自家発補給相当分の契約^{※2}をしているお客さまが、自家発補給相当分の範囲で、自家発電設備の出力を減らして需要を増加させた場合、原則、当該使用分の基本料金が增加しないよう措置します。

※2 自家発電設備の所有者が、自家発の検査、補修、事故等で電気を利用する際に生じるkW増に対応する契約。

3. 再生可能エネルギーの出力予測誤差に対応する調整力^{※3}の確保費用に係る措置

再生可能エネルギーの出力予測誤差に対応するための調整力確保に係る費用については、再生可能エネルギー固定価格買取(FIT)制度^{※4}における交付金で負担する仕組みとすることが国の審議会では整理されたことから、供給条件に反映します。

※3 当社が行う系統安定化業務に必要となる発電機や蓄電池、デマンドレスポンス(DR)等の能力。

※4 再生可能エネルギーで発電された電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が保証する制度。

4. 損失率^{※5}の見直し

損失率は年度によって変動することから、託送供給等約款における損失率をできるだけ実績に近づける観点から、至近3年分の実績損失率（平均）に毎年変更することとしており、今回の申請では2017年度から2019年度の実績損失率の平均値に変更します。

※5 発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量（送電ロス）を算定する比率。

電 圧	現 行	変更後
低圧で供給する場合	7.2%	7.4%
高圧で供給する場合	4.0%	4.2%
特別高圧で供給する場合	1.6%	1.7%

以上